

合格者  
保護者各位

令和 7 年 1 月  
鴻理会（山口大学理学部同窓会）会長  
浅原 司

## 同窓会ご入会について（ご案内）

山口大学理学部に合格された諸君ならびに保護者の皆様に対して心からお慶び申し上げます。理学部は、昭和 53 年に文理学部理学科を改組して新しく発足したものです。この学部改組に伴い、本会は昭和 56 年秋、文理学部理学科卒業生と理学部卒業生を一体とする形で新たに誕生しました。さらに昭和 59 年以降、大学院理学研究科修了生を、平成 11 年から大学院理工学研究科修了生を、平成 18 年から理学部を専ら担当とする教員による大学院医学系研究科入学生を、平成 28 年から大学院創成科学研究科入学生を迎える、母校の発展と会員相互の親睦のために着々とその地歩を固めつつあります。

母校の発展は関係者すべての願いです。幸い、同窓生は教育界、官公庁、産業界など社会の各方面に進出して、近年、その社会的評価を次第に高めております。今後母校のさらなる飛躍には、在学生や同窓生の自覚と互いの協力に期待するところが少なくありません。どうか本会の趣旨を理解いただき、積極的にご入会くださいますようご案内申し上げます。

現在、山口大学同窓会連合会も設立され、鴻理会もその一員として山口大学全体のさらなる発展をめざしております。鴻理会に加入いただきますと、同窓会連合会からの情報も入手可能になり、いろいろな面で便利になります。

次ページの「鴻理会会則」のように本会の入会金は終身会費（15,000 円）となっており、在学中は準会員、卒業後は正会員として迎えられます。

尚、入会金支払い後、2 月 22 日までに入学辞退の意思表示をされた方については入会金を返還致します。

鴻理会（山口大学理学部同窓会）連絡事務所  
〒753-0831 山口市大字平井 773-2  
沖田ビル 202 号室  
電話 083-928-4527 (FAX 兼)

## 鴻理会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は鴻理会（山口大学理学部同窓会）と称し、事務所は山口市内（山口市吉田 1677-1 山口大学内）におく。

(目的)

第2条 本会は会員の親睦を図り、併せて山口大学理学部及び関連する大学院研究科（創成科学）の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員名簿情報の作成、修正及び管理
- (2) 会報（電子会報を含む）の発行
- (3) 教育学術活動支援事業
- (4) その他必要な事業

(会員)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員
  - 1) 山口大学文理学部理学科卒業生
  - 2) 山口大学文理学部理学専攻科修了生
  - 3) 山口大学理学部卒業生
  - 4) 山口大学大学院理学研究科修了生
  - 5) 山口大学大学院理工学研究科及び医学系研究科修了生（但し、理学部を専ら担当する大学院理工学研究科及び医学系研究科教員を指導教員とした者）
  - 6) 山口大学大学院創成科学研究科修了生（但し、理学部を専ら担当する大学院創成科学研究科教員を指導教員とした者）
- (2) 特別会員 山口大学文理学部理学科及び理学部旧教官（旧教員）、理学部を専ら担当する大学院理工学研究科及び医学系研究科旧教員、理学部を専ら担当する大学院創成科学研究科現旧教員。但し、正会員を除く。
- (3) 準会員 山口大学理学部学生及び山口大学大学院創成科学研究科学生（但し、理学部を専ら担当する大学院創成科学研究科教員を指導教員とする者。すでに正会員である者は除く。）

(役員及びその任務)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 若干名 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 常任幹事 若干名 常任幹事は会務を処理し、会の運営にあたる。
- (4) 監事 2名 監事は会計の監査にあたる。

(5) 事務局長 1名 本会則第7条に規定する事務局を統括する。

(役員の選出及び任期)

第6条 役員は正会員の中から次により選出する。

(1) 会長 総会で選出する。

(2) 副会長 本会則第9条(2)に定める常任幹事会の推薦にもとづき、会長が任命する。

(3) 常任幹事 会長が会員の中から数学、物理学、情報科学、化学、生物学、地球科学の分野毎に任命する。

(4) 監事 本会則第9条(2)に定める常任幹事会の推薦にもとづき、会長が任命する。

(5) 事務局長 本会則第9条(2)に定める常任幹事会の推薦にもとづき、会長が副会長、あるいは、常任幹事の中から任命する。

2. 役員の任期は原則として3年とし、再選を妨げない。

(事務局)

第7条 本会に事務局をおく。

2. 事務局は会務の素案作成、および、事務処理を行う。

3. 事務局には本会則第5条(5)に定める事務局長、および、事務局員をおく。

4. 事務局員は副会長と常任幹事の中から会長が任命する。

(顧問)

第8条 本会に顧問をおく。

2. 顧問は原則として会長経験者が務める。

(会議)

第9条 会議は会長が召集し、出席者の過半数で議決する。

(1) 総会 総会は原則として、3年毎に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開くことができる。総会は正会員でもって構成し、次の事項を審議する。

1) 会則の改正

2) 事業報告の承認

3) 会計報告の承認

4) 会長の選出

5) その他重要事項

(2) 常任幹事会 常任幹事会は、隨時開催する。常任幹事会は会長、副会長及び常任幹事、本会則第11条第2項に定める支部長をもって構成し、細則の改正及びその他の会の運営に関する事項を審議する。会長の判断により、緊急を要する場合に限り、常任幹事会をもって総会に代えることができる。但しこの場合、常任幹事会での議事は次の総会において承認を得なければならない。

(会計)

第10条 本会の資金は、入会金、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2. 本会の会計年度は、当該年の4月1日から翌年3月31日までとする。

(支部)

第11条 本会には支部をおくことができる。

2. 支部には支部長をおく。
3. 支部長は支部会員からの推薦にもとづき、会長が任命する。
4. 各支部の具体的な活動内容は支部で定める。

(鴻理会功労賞)

第 12 条 会長は、鴻理会の運営に尽力した会員に対し、鴻理会功労賞を授与する。

2. 鴻理会功労賞授与の手続きは別途定める。

(会員の義務)

第 13 条 会員は、住所、氏名、勤務先などに変更を生じたときは、速やかに本会事務所に連絡しなければならない。

(細則)

第 14 条 会費その他本会の運営について必要な事項は、細則で定める。

附則

この会則は、昭和 56 年 10 月 31 日から施行する。

この会則は、昭和 61 年 8 月 16 日から施行する。

この会則は、平成 8 年 8 月 24 日から施行する。

この会則は、平成 8 年 11 月 23 日から施行する。

この会則は、平成 13 年 8 月 12 日から施行する。

この会則は、平成 18 年 8 月 12 日から施行する。

この会則は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 4 年 3 月 6 日から施行する。

この会則は、令和 6 年 11 月 16 日から施行する。

細則

1. 会員の個人情報の取り扱いについては、別に定める「鴻理会における個人情報の取り扱いに関する方針」に従って行うものとする。
2. 総会は常任幹事会が企画し、運営する。
3. 会員（特別会員を除く）の入会金は 1 万 5 千円とし、入学時に前納する。
4. 次回の総会までに、会員・役員の所属組織等に変更がある場合は、常任幹事会で適宜決定する。

附則

この細則は、昭和 56 年 10 月 31 日から施行する。

この細則は、昭和 61 年 8 月 16 日から施行する。

この細則は、平成 8 年 8 月 24 日から施行する。

この細則は、平成 13 年 8 月 12 日から施行する。

この細則は、平成 18 年 8 月 12 日から施行する。

この細則は、平成 22 年 7 月 3 日から施行する。

この細則は、令和 6 年 1 月 28 日から施行する。